

利用者負担などに関する各種軽減制度

施設入所者等の居住費（滞在費）・食費の軽減～負担限度額認定

低所得の人の施設・ショートステイの利用が困難にならないよう、所得状況に応じて食費・居住費の自己負担上限額が定められています。負担を軽減するためには、市高齢者支援課または各総合支所へ申請が必要です。

- 対象となるもの
 - ・介護保険施設（介護老人福祉施設（特養）等、介護老人保健施設、介護医療院）の食費・居住費
 - ・短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）の食費・居住費
- 対象とならないもの
 - ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの食費・居住費
 - ・グループホーム、小規模多機能型居宅介護の食費・居住
 - ・デイサービスなどの食費

利用者負担段階	対象者
第1段階	・市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	市民税世帯非課税で、課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方
第3段階①	市民税世帯非課税で、課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円超120万円以下の方
第3段階②	市民税世帯非課税で、課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方
第4段階	上記以外の方（非該当の方）

※ 上記の要件を満たしていても、①②のいずれかに該当する場合は、負担軽減を受けることができません。

- ① 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ② 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）であっても、預貯金等が以下の金額を超える場合
 - ・第1段階：単身 1,000万円、夫婦 2,000万円を超える場合
 - ・第2段階：単身 650万円、夫婦 1,650万円を超える場合
 - ・第3段階①：単身 550万円、夫婦 1,550万円を超える場合
 - ・第3段階②：単身 500万円、夫婦 1,500万円を超える場合

月々の自己負担（1～3割）が高額になった場合→高額介護サービス費の支給

1か月に利用した在宅サービスや施設サービスの自己負担額の合計が、以下に示す上限額を超えた場合、その超えた金額が高額介護（介護予防・総合事業）サービス費として支給されます。

【申請方法】

該当すると思われる方には、市から通知いたしますので、市高齢者支援課または各総合支所まで申請書を提出してください。

負担段階区分		自己負担上限額（1か月あたり）
① 現役並み所得者	住民税課税所得 690万円以上	140,100円（世帯）
	住民税課税所得 380万円超 690万円未満	93,000円（世帯）
	住民税課税所得 145万円超 380万円未満	44,400円（世帯）
② 本人または世帯内のどなたかに市民税課税 （①以外）		44,400円（世帯）
③ 本人及び世帯全員が住民税非課税		24,600円（世帯）
④ ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入 + 合計所得金額（公的年金等に係る雑所得の金額を除く）が 80.9万円以下の人 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者		15,000円（個人）
⑤ ・生活保護の受給者		15,000円（個人）

- 高額介護（介護予防・総合事業）サービス費の対象とならないもの
 - ・福祉用具購入費・住宅改修費の自己負担分
 - ・施設サービスなどの食費や居住（滞在）費など、介護保険の給付対象外の利用者負担分
 - ・利用限度額を超えて居宅サービスを利用した場合、その自己負担分

社会福祉法人による利用者負担軽減制度

社会福祉法人が実施する介護保険サービスのうち、訪問介護、通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、特別養護老人ホーム、第1号訪問事業のうち旧介護予防訪問介護に相当する事業、第1号通所事業のうち旧介護予防通所介護に相当する事業の利用者負担額（1割分、居住費（滞在費）、食費）の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）を軽減することができます。

生活保護受給者の場合はユニット型個室・従来型個室の居住費のみ軽減対象となります。

※軽減を実施していない事業所もあります。実施の有無については、各事業所に直接お問い合わせください。

【対象者の要件】

以下のすべての要件を満たす方のうち、生計が困難と認められる場合対象となります。

- ①市民税世帯非課税であること。
- ②年間収入が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）以下であること。
- ③預貯金などの額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下であること。
- ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑥介護保険料を滞納していないこと。

【申請方法】

上記の要件に該当すると思われる方は、以下のものをご持参いただき、市高齢者支援課または各総合支所へ申請してください。

⇒ 持っているすべての預金通帳（世帯全員分）、世帯全員の収入状況がわかるもの（年金の支払通知書や源泉徴収票等）、有価証券等がある場合はその証明書など

介護保険料の軽減

●介護保険法に基づく介護保険料段階の変更

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、前年の所得に基づいて設定されています。しかし、設定された段階の保険料を負担することで生活保護が必要となるような場合で、さまざまな軽減措置を行ったうえで、より低い保険料段階にすれば生活保護を必要とせず済むときには、保険料段階を変更することができます。詳しくは、市高齢者支援課または各総合支所へご相談ください。

●市条例に基づく介護保険料の減免

世帯の生計中心者が死亡し、収入が著しく減少した場合や、災害により著しく損害を受けた場合などに、申請により介護保険料が減免されることがあります。また、介護保険料段階が第2段階・第3段階の方で、世帯の収入や資産などの状況から、その保険料の納付が困難と認められる場合については、第1段階と同額に減額されることがあります。詳しくは、市高齢者支援課または各総合支所へご相談ください。

障害者控除

身体障害者手帳の交付を受けている方のほかに、介護保険の要介護認定を受けている方についても申請により障害者に準ずる者として税金の控除対象と認められる場合があります。介護保険被保険者証をご持参いただき、市高齢者支援課または各総合支所へご相談ください。

おむつ代の医療費控除

おむつ代は、所得税の確定申告の際に、寝たきり状態であること及び治療上おむつが必要であることについて、医師が発行した「おむつ使用証明書」を提出する（おむつ代の領収書も添付必要）ことにより、医療費控除の対象となります（証明書の様式は市高齢者支援課または各総合支所にあります）。

ただし、対象年に6か月以上の介護保険の要介護認定を受けている方について、一定の要件に該当すると認められる場合は、市が「おむつ使用証明書」の代わりとなる「おむつ使用の確認書等」を発行することができます。介護保険被保険者証をご持参いただき、市高齢者支援課または各総合支所へご相談ください。

社会保険料控除

1～12月の1年間に支払った介護保険料は、社会保険料控除の対象となります。支払われた金額は、年金から天引きの場合は社会保険庁から送付される「公的年金等の源泉徴収票」、納入通知書で納めている場合は「領収証書」、口座振替の場合は「預金通帳」で証明となります。納付金額が確認できない場合は、市高齢者支援課または各総合支所で「納付証明書」を発行しております（**申請必要**）。

～お問い合わせ～

酒田市高齢者支援課 介護認定係

TEL：0234-26-5732（〒998-8540 酒田市本町2-2-45）

* 総合支所の健康福祉係でも申請や相談の受付をしております。

八幡総合支所：0234-64-3113 松山総合支所：0234-62-2611 平田総合支所：0234-52-3912